

住民基本台帳カードに関する技術的基準（平成15年総務省告示第392号）

第1 用語の定義

- 1 住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準
電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）
- 2 住民基本台帳ネットワークシステム
住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第1の1に規定する住民基本台帳ネットワークシステム
- 3 コミュニケーションサーバ
住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第1の2に規定するコミュニケーションサーバ
- 4 住民基本台帳カード
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード
- 5 基本利用領域
住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションのために住民基本台帳カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域
- 6 公的個人認証サービスアプリケーション
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第1条に規定する目的を実現するためのアプリケーション
- 7 公的個人認証サービス利用領域
公的個人認証サービスアプリケーションのために住民基本台帳カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域
- 8 条例利用アプリケーション
法第30条の44第8項の条例に規定する目的を実現するためのアプリケーション
- 9 条例利用領域
条例利用アプリケーションのために住民基本台帳カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域

第2 住民基本台帳カードのセキュリティ対策等

- 1 住民基本台帳カードの仕様
住民基本台帳カードは、2のセキュリティ対策を実施することが可能な、中央演算処理装置付きの半導体集積回路を組み込んだカードを用いること。
- 2 住民基本台帳カードのセキュリティ対策
 - (1) 暗証番号の設定

- ア 暗証番号（住民基本台帳法施行規則（平成11年総務省令第35号。以下「規則」という。）第45条第1項又は第2項に規定する暗証番号をいう。以下(1)のイからエまで、(4)、第3の1の(2)のカ及びキ、第3の2の(2)並びに第4の2の(1)において同じ。）を設定して始めて、住民基本台帳カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションが利用可能な状態になること。
- イ 暗証番号は、住民基本台帳カードに設定し、住民基本台帳カードの外部から読み取ることができないようにすること。
- ウ 暗証番号の照合は、住民基本台帳カードの内部で行うこと。
- エ 暗証番号の照合ができない場合が続いたときは、暗証番号の照合が実施できず、当該暗証番号の照合を必要とする処理が実施できない状態になること。
- (2) 発行前の不正使用を防止するための情報の設定
発行前の住民基本台帳カードに対し、不正使用を防止するための情報を設定すること。
- (3) 相互認証を行うための情報の設定
交付後の住民基本台帳カードと住民基本台帳ネットワークシステム相互間の認証を行うための情報を住民基本台帳カードに設定し、住民基本台帳カードの外部から住民基本台帳カードの内部に記録された情報を読み取ることができないようにすること。
- (4) アクセス権限の制御
住民基本台帳カードに記録された情報を保護するために、アクセス権限（住民基本台帳カードに記録された各情報ごとに、認証、暗証番号照合等が正しく行われたことにより当該情報へのアクセスを可能とするようにあらかじめ設定した権限をいう。以下同じ。）の制御を行うこと。
- (5) 情報の読み取り又は解析ができない仕組みの保持
半導体集積回路に物理的又は電氣的な攻撃を加えて、住民基本台帳カードに記録された情報を取得しようとする行為に対し、情報の読み取り又は解析を防止する仕組みを保持すること。
- (6) アプリケーションごとの独立性を確保するための仕組みの保持
基本利用領域、公的個人認証サービス利用領域とそれぞれの条例利用領域は、住民基本台帳カードの内部でそれぞれ独立し、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステム又はそれぞれの条例利用アプリケーションに係るシステムが、それぞれのアプリケーションのために住民基本台帳カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域以外の領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない仕組みを保持すること。
- (7) 券面の偽造等の防止

規則別記様式第2の住民基本台帳カードについては、その券面の偽造等を防止するための対策を講ずること。

3 国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第15408の認証

住民基本台帳カードは、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第15408の認証を受けたカードを用いること。

ただし、当分の間は、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第15408の評価を受け合格した設計書に基づいて作成されたカードを用いることができるものであること。

第3 住民基本台帳カードの管理及び運用

1 住民基本台帳カードの交付等

(1) 発行前の住民基本台帳カードの管理

ア 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、発行前の住民基本台帳カードに対し、不正使用を防止するための情報を設定すること。

イ 発行前の住民基本台帳カードは、保管庫等に保管すること、持ち出し及び返却の確認をすること等により、適切な管理を行うこと。

(2) 住民基本台帳カードの交付

ア 市町村長は、法第30条の44第2項に規定する交付申請書の提出があった場合には、イ及びウの場合を除き、交付申請者（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の12に規定する交付申請者をいう。以下(2)において同じ。）が当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者であること及び既に住民基本台帳カードの交付を受けたことがある交付申請者にあつては、住民基本台帳カードの運用状況（住民基本台帳カードの基本利用領域が運用中、一時停止若しくは廃止の状況にあること又は住民基本台帳カードが回収されていることをいう。以下同じ。）が廃止の状況にあること又は回収されていることを確認すること。

イ 市町村長は、令第30条の18第1項に規定する再交付申請書の提出があつた場合には、住民基本台帳カードの再交付を受けようとする者が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者であることを確認するとともに、現に交付を受けている住民基本台帳カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該住民基本台帳カードを返納させること。

ウ 市町村長は、令第30条の19第1項の規定により現に交付を受けている住民基本台帳カードの有効期間内において住民基本台帳カードの交付の申請があつた場合には、交付申請者が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者であることを確認するとともに、現に交付を受けている住民基本台帳カードを提示させること。

エ 市町村長は、住民基本台帳カードの発行に際しては、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、交付申請者の住民票コード（法第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を住民基本台帳カードの基本利用領域に記録し、表面記載事項を印刷するとともに、住民基本台帳カードと住民基本台帳ネットワークシステム相互間の認証を行うための情報を住民基本台帳カードに設定し、アクセス権限の制御を行うこと。

オ エの処理の実施及びエの処理に必要な情報の管理については、安全な環境を確保し、適切に実施すること。

カ 市町村長は、住民基本台帳カードの交付に際しては、交付申請者又はその法定代理人に、自ら住民基本台帳カードに暗証番号を設定させることにより住民基本台帳カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションを利用可能な状態にすること。

ただし、市町村長は、交付申請者の任意代理人に住民基本台帳カードを交付する場合には、交付申請者に暗証番号の届出をさせ、その設定を行うことにより住民基本台帳カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションを利用可能な状態にすること。

キ カの暗証番号の設定に際しては、暗証番号を設定する者以外の者が暗証番号を知ることができないような措置を講ずること。

(3) 住民基本台帳カードの発行委託の制限

住民基本台帳カードの発行を委託先事業者等に委託する場合には、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

ア 住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第4の10に準じた措置を講ずるとともに、委託先事業者等に対し、この基準と同様のセキュリティ対策を実施させること。

イ 住民基本台帳カード発行に必要なデータを委託事業者等に送付するときは、市町村長が法第30条の44第2項に規定する交付申請書等に基づいてコミュニケーションサーバにおいて住民基本台帳カード発行に必要なデータの作成及び暗号化を行い磁気ディスクに出力した上で、当該磁気ディスクを委託先事業者等に送付し、又は独立して設置した専用のデータ転送用機器から電気通信回線を介して当該データを転送することにより行うこととし、併せて次のようなセキュリティ対策を講ずること。

(ア) 委託先事業者等に設置する住民基本台帳カード発行に係る端末機は住民基本台帳カード発行専用とさせ、データ転送用機器及びカードプリンタ以外とは接続させないこと。

(イ) データ転送用機器を設置し、住民基本台帳カード発行に係る端末機と電気通信回線で接続する場合、不正アクセスを防止するために、住民基本台帳カード発行に必要な通信のみを許可するよう通信制御を行うこと。

- ウ 委託先事業者等が地方公共団体（一部事務組合、指定情報処理機関（法第30条の10第1項に規定する指定情報処理機関をいう。以下同じ。）等を含む。）の場合は、直接、コミュニケーションサーバと委託先事業者等に設置する住民基本台帳カード発行に係る端末機を電気通信回線で接続することができること。この場合において、委託先事業者等に設置する住民基本台帳カード発行に係る端末機は、委託先事業者等が指定情報処理機関の場合を除き、住民基本台帳カード発行専用とさせ、コミュニケーションサーバ及びカードプリンタ以外とは接続させないこと。
- エ コミュニケーションサーバ又はデータ転送用機器と住民基本台帳カード発行に係る端末機を接続する場合の電気通信回線は専用回線を用い、又は専用回線でない場合は、それに準じた通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。
- ただし、委託先事業者等が指定情報処理機関の場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを当該電気通信回線として利用することができること。
- オ 委託先事業者等においてカードプリンタを他のカード発行にも利用する場合、切換えの機能を整備させ、住民基本台帳カードを発行する端末機とその他のカードを発行する端末機について、両者の端末機を同時にカードプリンタに接続させないこと。また、カード発行に係る作業を行う場合は、住民基本台帳カードの業務とそれ以外のカードの業務を並行して行わせないこと。
- カ 住民基本台帳カード発行に係る端末機及びカードプリンタを設置する室は住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第1の12に規定する重要機能室とみなして、委託先事業者等に対し住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第3の1、第3の2及び第4の1と同様のセキュリティ対策を実施させること。
- キ 委託先事業者等において、住民基本台帳カード発行に係る端末機の管理者を任命させ、操作権限が与えられた者を名簿等により明確にさせること。また、委託先事業者等において、当該端末機の取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを操作者識別カード、暗証番号等により確認させること。
- ク 委託先事業者等において住民基本台帳カード発行に係る端末機を操作した履歴を記録させ、住民基本台帳カード発行委託簿等との照合、住民基本台帳カード（発行前の住民基本台帳カードを含む。以下コにおいて同じ。）の管理状況及び住民基本台帳カードに記録するデータの管理状況についての確認等を行わせる等、委託先事業者等に対し適切な監督を行うこと。
- ケ 委託先事業者等に対し、磁気ディスクの使用後の速やかな返却、転送したデータの使用後の速やかな消去等を行わせる等、当該データの利用を住民基本台帳カード発行に限定するための措置を講ずること。

コ 住民基本台帳カード及び磁気ディスクを委託先事業者等との間で受渡しを行う場合は、盗難防止のための措置を講じる等、その取扱いについて十分注意すること。

2 発行した住民基本台帳カードの管理等

(1) 住民基本台帳カードの運用状況の管理

ア 市町村長は、発行した住民基本台帳カードの運用状況について管理を行うこと。

イ 法第24条の2第1項に規定する最初の転入届を受けた市町村長は、住民基本台帳カードの返納を受けたときは、アの管理を行うため、住民基本台帳カードを発行した市町村長に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、令第30条の23第3項の通知を行うこと。

ウ 市町村長は、都道府県知事に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、発行した住民基本台帳カードの運用状況が運用中、一時停止又は廃止の状況にあることについて令第30条の25第1項の通知を行うこと。

エ 委任都道府県知事（法第30条の10第3項に規定する委任都道府県知事をいう。以下同じ。）は、指定情報処理機関に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、市町村長が発行した住民基本台帳カードの運用状況が運用中、一時停止又は廃止の状況にあることについて令第30条の25第3項の通知を行うこと。

オ 市町村長、都道府県知事又は指定情報処理機関は、住民基本台帳カードにより本人確認情報（法第30条の5第1項の本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受け、又は利用を行う国の機関等（住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第3の3の(1)に規定する国の機関等をいう。以下同じ。）に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、当該住民基本台帳カードの運用状況が一時停止又は廃止の状況にある場合は、その旨の通知を行うこと。

カ 住民基本台帳カードの交付を受けている者が記録されている住民基本台帳を備える市町村以外の市町村の市町村長が住民基本台帳に関する事務の処理に関し本人確認情報の提供を受ける際には、都道府県知事又は指定情報処理機関は、当該市町村長に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、本人確認情報に係る者の住民基本台帳カードの運用状況が運用中である場合には「住民基本台帳カード有」と通知し、それ以外の場合には「住民基本台帳カード無」と通知すること。

(2) 暗証番号の変更等

ア 市町村長は、住民基本台帳カードの暗証番号の変更申請があった場合は、本人確認を行った上で、1の(2)のカに準じて、その変更を行うこと。

イ 市町村長は、暗証番号の照合が実施できず、当該暗証番号の照合を必要と

する処理が実施できない状態になった場合であって、住民基本台帳カードの暗証番号の再設定の申請があった場合は、本人確認を行った上で、1の(2)のみに準じて、その初期化及び再設定を行うこと。

第4 住民基本台帳カードの基本利用領域の利用

1 住民基本台帳カードの基本利用領域の利用制限

(1) 市町村の執行機関による利用の制限

市町村長その他の市町村の執行機関は、法に規定する事務又はその処理する事務であって法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、当該市町村の住民以外の者に係る住民基本台帳カードの基本利用領域を利用してはならないこと。

(2) 都道府県の執行機関による利用の制限

都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、法に規定する事務又はその処理する事務であって法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、住民基本台帳カードの基本利用領域を利用してはならないこと。

(3) 国の機関等による利用の制限

国の機関等は、その処理する事務であって法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、住民基本台帳カードの基本利用領域を利用してはならないこと。

(4) 市町村の執行機関、都道府県の執行機関、国の機関等以外の者による利用の禁止

市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は国の機関等以外の者は、住民基本台帳カードの基本利用領域を利用してはならないこと。

2 住民基本台帳カードによる本人確認情報の提供又は利用

(1) 市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は国の機関等は、住民基本台帳カードの基本利用領域を利用する場合は、住民基本台帳カードを提示した者がその正当な保有者であることを暗証番号の照合により確認するとともに、住民基本台帳カードと住民基本台帳ネットワークシステム相互間の認証を行い、記録された情報に対するアクセス権限を有することを確認すること。

(2) (1)の国の機関等は、住民基本台帳カードの基本利用領域に記録された住民票コードを読み取り、第3の2の(1)のオの通知が無いことにより当該住民基本台帳カードの運用状況が一時停止又は廃止でないことを確認した上で、住民基本

台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受け、又は利用を行うこと。

第5 住民基本台帳カードの公的個人認証サービス利用領域の利用

1 住民基本台帳カードの領域間の独立性の確保

住民基本台帳ネットワークシステムが公的個人認証サービス利用領域に情報を記録し、又は当該領域の情報を読み取ることができない措置を講ずること。また、公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステムが基本利用領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。

2 公的個人認証サービスアプリケーションにおける個人情報の保護

(1) 認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の充足

認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成15年総務省告示第706号）第5条第2号から第4号までの要件を満たすこと。

(2) 必要最小限の個人情報の記録

住民基本台帳カードの公的個人認証サービス利用領域内には、利用者署名符号（公的個人認証法第2条第2項に規定する利用者署名符号をいう。）及びこれと対応する利用者署名検証符号（同項に規定する利用者署名検証符号をいう。）、電子証明書（同法第3条に規定する電子証明書をいう。）並びに電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第7条第2項の規定により設定する暗証番号以外の個人情報を記録しないこと。

第6 住民基本台帳カードの条例利用領域等の利用

1 住民基本台帳カードの条例に規定する目的以外の目的への利用の禁止等

(1) 住民基本台帳カードの条例に規定する目的以外の目的への利用の禁止

住民基本台帳カードの半導体集積回路に、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション、公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステム又は条例利用アプリケーション以外のアプリケーションを搭載してはならないこと。

また、住民基本台帳カードに貼り付けた磁気テープ等又はその券面を利用する場合においても、法第30条の44第8項の条例に規定する目的以外の目的に利用してはならないこと。

(2) 条例利用領域管理システム等の導入

住民基本台帳カードの半導体集積回路を法第30条の44第8項の条例に規定する目的に利用する場合は、市町村長は、条例利用領域に条例利用アプリケーションのみを安全かつ確実に搭載する等の運用及び管理を行うシステム等を導入

すること。

2 住民基本台帳カードの領域間の独立性の確保

(1) 基本利用領域等と条例利用領域間の独立性の確保

住民基本台帳カードの半導体集積回路を法第30条の44第8項の条例に規定する目的に利用する場合は、住民基本台帳ネットワークシステム又は公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステムが条例利用領域に情報を記録し、又は当該領域の情報を読み取ることができない措置を講ずること。また、条例利用アプリケーションに係るシステムが基本利用領域又は公的個人認証サービス利用領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。

(2) 複数の条例利用領域間の独立性の確保

住民基本台帳カードの半導体集積回路を複数の法第30条の44第8項の条例に規定する目的に利用する場合は、それぞれの条例利用アプリケーションに係るシステムがそれぞれの条例利用領域以外の領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。

3 条例利用アプリケーションにおける個人情報の保護

(1) 条例に規定する目的に応じた個人情報保護措置の実施

住民基本台帳カードの半導体集積回路を法第30条の44第8項の条例に規定する目的に利用する場合は、暗証番号、発行前の不正使用を防止するための情報、相互認証を行うための情報又はアクセス権限の制御その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(2) 必要最小限の個人情報の記録

住民基本台帳カードの条例利用領域内には、特に必要性が認められる場合を除き、条例利用アプリケーションに係るシステムへアクセスするための利用者番号等以外の個人情報を記録しないこと。この場合において、当該利用者番号等には、住民票コードを使用しないこと。

(3) 希望するアプリケーションの搭載等

市町村長は、条例利用アプリケーションの全部又は一部の住民基本台帳カードへの搭載を希望する者に限って、当該アプリケーションを当該希望する者の住民基本台帳カードに搭載すること。また、住民基本台帳カードに貼り付けた磁気テープ等又はその券面を利用する場合においても、市町村長は、住民基本台帳カードに貼り付けた磁気テープ等又はその券面の利用を希望する者に限ってその利用を行うこと。